

平成21年度一宮町まちづくり町民提案事業募集要項

1. まちづくり町民提案事業とは

町民と行政との協働によるまちづくりを進めていくためには、町民の皆様がまちづくりの主体として、町政に積極的に参加していただくことが重要であることから、町では、まちづくりに熱意やアイデアを持つ皆様が、自主・主体的に企画実施する公共的な事業（活動）について、以下のとおり助成を行います。

2. 事業の概要

補助金の対象となる事業(活動)及び団体、並びに経費の要件、補助額、審査などの概要は、以下のとおりです。

(1) 補助対象となる事業（活動）

次の要件を満たすものとします。

- ア 町内で実施される事業であること。
- イ 実施する事業（活動）に対して、一宮町及び公共的団体等から他の補助金等を受けていないこと。
- ウ 平成22年3月末日までに完了する事業であること。
- エ 1団体で実施する事業であること。

(2) 補助を受ける団体の要件

- ア 町内を活動拠点とし、自主的に一宮町のまちづくり事業（活動）を行う団体
- イ 3人以上で構成される団体で、その構成員の過半数が一宮町に在住又は在勤であること。
- ウ まちづくり推進団体の登録を受けている団体又はその予定のある団体

(3) 補助対象とならない事業及び団体

- ア 営利、宗教、特定の政治活動等を目的とする事業及び団体
- イ 個人の趣味的活動を目的とする事業及び団体
- ウ 当該事業に対し、一宮町及び公共的団体等から他の補助金等を受けている場合
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員が関与している団体

(4) 補助対象となる経費

事業（活動）実施に必要な経費です。

- ア 事業実施のために雇い上げた人件費（アルバイト含む。）
- イ チラシ、ポスター等の作成費や消耗品等
- ウ 保険料等（火災・地震等の家屋に係るものは除く。）

エ その他町長が事業のために必要かつ適正と認めたもの

(5) 補助対象とならない経費

次のものは補助対象外とします。

- ア 飲食費（食事、弁当、茶菓等）
- イ 商品券等の金券の購入代金
- ウ 記念品の購入等の経費
- エ 家賃（敷金、礼金等も含め対象外）
- オ 講師、専門家の援助に対する謝礼等
- カ 土地の取得、造成、補償にかかる経費
- キ 団体の経常的な運営に係る経費（事務局経費等）
- ク 備品購入費（3年間以上、形状を変えずに使用できるもの）
- ケ 領収書等により、補助団体が支払ったことが確認できない経費
- コ その他、事業実施に直接関係のない経費や町長が社会通念上適正でないと認められた経費

(6) 交付回数の限度等

- ア 複数年度の計画であっても、年度単位で補助します。
- イ 同一事業について最大連続3年間提案できます。ただし、毎年度審査を実施します。

(7) 補助額

1事業当たり、補助の対象となる経費の2/3以内、限度額50万円

(8) 応募方法

- ア 指定様式（企画書、様式第1号）を一宮町まちづくり推進課（役場2階）に提出してください。
- イ 応募様式等は、町ホームページからのダウンロード又は、まちづくり推進課に用意しております。
- ウ 書類内容等の確認があるため、窓口提出のみの取り扱いとさせていただきます。なお、受付の際に簡単なヒアリングをさせていただきます。

(9) 応募締切日

平成21年5月29日（金）まで

(10) 審査方法

- ア 補助対象事業の選考については、公開（プレゼンテーション）の場において、学識者等で構成する第三者機関「一宮町まちづくり町民提案事業審査委員会」が審査を行います。
- イ 日程等については、応募締切り後に各団体に通知します。

(11) 審査基準

主に、以下の点を重視して審査します。

- ア まちづくりに対する熱意
- イ 事業（活動）の自主性・主体性
- ウ 事業（活動）の公益性
- エ 目的、目標、計画の妥当性と期待される効果

(12) 実績報告

- ア 事業完了後、実績報告書等を提出していただきます。
- イ 公開の場において、実施事業の報告をしていただきます。

3. その他

町民の皆様の様々な活動や視点を活かした事業（活動）を、自由な発想でご提案ください。

- * 問い合わせ先 *
- * 〒299-4396 一宮町一宮 2 4 5 7 *
- * 一宮町まちづくり推進課（役場 2 階） *
- * 電話 0 4 7 5 (4 2) 2 1 1 3 *
- * F A X 0 4 7 5 (4 2) 2 4 6 5 *
- * メール machi@town.ichinomiya.chiba.jp *